

社会福祉法人函館光智会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人函館光智会（以下「法人」という。）の役員、評議員及び評議員選任・解任委員の報酬及び実費弁償等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第3条 役員が理事会に出席したとき、評議員、役員が評議員会に出席したとき、及び評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会に出席した時は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(理事等の報酬)

第4条 理事長の報酬は、別表2により支給する。

2 理事が理事会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び法人が実施する事業の運営にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が評議員会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び法人が実施する事業の運営にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(評議員選任・解任委員の報酬)

第6条 評議員選任・解任委員が評議員選任・解任委員会以外の日において、理事長に命を受けて法人業務及び法人が実施する事業の運営にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第7条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費を支給することができる。

第8条 職員を兼務する役員は、この規程は適用しない。

(理事長が出席を求めた者への報酬)

第9条 理事長が出席を求めた者が、理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会及び法人主催の会に出席したときは、別表4により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(報酬等の総額の範囲)

第10条 法人の全理事、全監事、全評議員の報酬総額については、別紙報酬総額の範囲とする。

(改正)

第11条 この規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

附 則

この規定は、平成15年4月1日から実施する。

この規定は、平成29年4月1日より実施する。

この規定は、平成29年11月27日より実施する。